

構造物の審査について

令和8年4月以降、盛土規制法の対象外の申請における構造物の審査基準や、隣地構造物の審査方法を変更しております。

詳しくは開発調整課までお問い合わせください。

●盛土規制法対象外の構造物の審査

・条件により、構造安定計算書等がなくても土留構造物の使用を認める場合があります。

●隣地構造物の審査方法

・一律に構造安定計算書等を求めるのではなく、安全確認書等当課との協議によって添付書類を簡略化できる場合があります。

【令和8年3月まで】

・土圧がかかる構造物は構造安定計算書等が必要



【令和8年4月以降】

- ・盛土規制法対象外の場合、条件によって構造安定計算書等がなくても土留構造物の使用を認める場合がある
- ・隣地構造物の審査方法を一部変更
- ・令和8年4月以前に申請があったものも対象（変更等の手続きは必要）